

岡山市地域商業グループ活動支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 本市地域経済の活性化及び商業の発展・振興を図るため、商業グループが行う事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商業者 市内にある実店舗で日本標準産業分類の大分類における小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業を営む者
- (2) 商業グループ 商業者3者以上で構成される団体
- (3) 商店会等 商店街振興組合、事業協同組合において組織される法人格を持った商店街組織、その連合会又は小売業若しくはサービス業を営む事業所の商業集積により街区を形成し、実質的に商店街と同等の機能を有する法人格を持った事業協同組合
- (4) 事業実施エリア 原則同一小学校区で連続した商業圏域が形成されているエリア
- (5) 参加店舗 商業グループの構成員が営む店舗
- (6) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第5項に規定する者
- (7) 中小企業者 法第2条第1項各号に規定する者
- (8) 外部団体 商業グループと連携し事業に取り組む商工会議所、商工会、地元町内会又は教育機関

(補助事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表の補助対象事業の欄に掲げるものとする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次に掲げる事項を満たす商業グループとする。

- (1) 商業グループの代表者及び構成員は、小規模企業者・中小企業者であること。
- (2) 商業グループの過半数は、日本標準産業分類の大分類における小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業を営む者で商店会等の組合員でないこと。

(3) 一の建物内の店舗のみで商業グループを構成していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

(1) 代表者又は構成員が市税を滞納している商業グループ

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない者を構成員とする商業グループ

(3) 同様の事業計画を含む内容で国、県又は市の補助金等の交付を受ける商業グループ

(4) 商業グループの構成員が、次のいずれかに該当する商業グループ

ア 岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団及び第2号に規定する暴力団員、並びにその関係者

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者

ウ 訴訟や法令遵守上の問題を抱えている者

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、別表の補助対象経費の欄に定める補助対象経費の額に、同表補助率の欄に定める補助率を乗じて得た額で、同表補助金交付限度額の欄に定める額を上限とする。

2 前項により算出した額に、千円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(補助回数等)

第6条 一の商業グループに対する補助金の交付は最大で3回までとし、当該年度において1回限りとする。

(交付の申請)

第7条 規則第5条第1項第1号に規定する事業計画書は、事業計画書（様式第1号）とする。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 商業グループ構成員名簿（様式第2号）

(2) 事業計画提出に際しての誓約書兼同意書（様式第3号）

(3) 見積書(事業費が税込100万円以上の補助事業又は商業グループの構成員から見積書を徴取する場合については、2者以上から見積書を徴取し、それらを添付しなければならない。ただし、あらかじめ2者以上から見積書を徴取することが困難である理由を記載した書面を提出し、市長が契約の性質上、困難であると認めた場合には、該当する業者を随意の契約先とすることができるが、その場合には当該業者の見積書を添付しなければならない。)

(4) 市税を完納していることを証明できる書類(任意団体等にあつては、その代表者の市税を完納していることを証明できる書類)

(5) 事業実施エリア及び事業参加店舗を示す地図

(6) その他市長が必要と認める書類

3 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第2号、第3号及び第4号の書類の添付は要しない。

(交付の変更申請)

第8条 規則第12条に規定する市長の定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 別表補助事業名欄に掲げる事業ごとの事業費の20%を超える増減

(2) 補助金交付決定額の変更

2 次の各号のいずれかに該当する場合に限り、補助金交付決定額の増額変更を認める。

(1) 天災地変及びパンデミック等の影響による補助対象経費の増額について、やむを得ないと認めるもの

(2) その他市長が必要と認めるもの

(状況報告)

第9条 規則第13条に規定する状況報告は要しない。

(実績報告)

第10条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実施報告書(様式第4号)

(2) 補助事業に係る収支決算書(様式第5号)

(3) 補助事業に係る経費支出の証拠書類

(4) 成果物、実施状況写真等、事業を実施したことを示すもの

(5) その他市長が必要と認める書類

(関係書類の整備等)

第 1 1 条 補助事業者は、前条に規定する書類のほか、補助金についての経理を明らかにする書類、帳簿等を常に整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

2 市長は、補助事業完了後も補助対象者に対し必要な指示を行い、又は報告を求めることができる。

(委任)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 5 月 2 6 日から施行し、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 5 月 1 5 日から施行し、平成 3 0 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 1 月 2 6 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 8 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に申請した者について適用し、令和 7 年 3 月 3 1 日以前に採択された者については、なお従前の例による。

別表（第3条，第5条関係）

補助対象事業	商業者数	補助対象経費	補助率	補助金交付 限度額 (単位：千円)
地域の特長を活かし て売上増加に繋げて いく取組	3 者以上	人件費 報償費 消耗品費 印刷製本費 役務費 通信運搬費 委託料 旅費 使用料・貸借料 原材料費	(1 回目) 2/3 (2 回目) 2/3 (3 回目) 1 /2	500